

環境影響評価審査会 三菱日立パワーシステムズ高砂工場発電所部会
(第4回) 会議録

- 1 日時：平成26年9月30日(火) 13時55分～14時25分
- 2 場所：兵庫県庁2号館11階A会議室
- 3 議題：三菱日立パワーシステムズ高砂工場実証設備複合サイクル発電所更新計画に係る環境影響評価準備書の審査について
- 4 出席委員：近藤委員(部会長)、菅原委員、住友委員、中野委員、服部委員
- 5 兵庫県：環境影響評価室長、審査情報班長他班員2名
自然環境課、水大気課、温暖化対策課、環境整備課
- 6 事業者：三菱日立パワーシステムズ株式会社
- 7 配付資料
 - 資料1 環境影響評価法の手続の流れ(三菱日立パワーシステムズ高砂工場)
 - 資料2 三菱日立パワーシステムズ高砂工場実証設備複合サイクル発電所更新計画に係る環境影響評価準備書についての審査会意見
 - 資料3 三菱日立パワーシステムズ高砂工場実証設備複合サイクル発電所更新計画に係る環境影響評価準備書 補足説明資料
 - 資料4 三菱日立パワーシステムズ高砂工場実証設備複合サイクル発電所更新計画に係る環境影響評価準備書の審査について(答申案)

8 議事概要

(事務局が議題の内容について説明。その後、事業者が、資料3により、これまでに質問等があった項目について補足説明。)

(委員)

低周波音の環境監視を事後調査に入れていただいていたありがたい。

場所的に問題はないだろうと思っていたが、せっかく予測までやっているのに、ここで完全に無視してしまうのは問題だと思って質問させていただいた。こういう形で、3年間だけでも環境監視をやっていただくことによって、問題がないということの証ができるのではないかと思う。ご配慮いただいていた良かった。

(事業者)

兵庫県から質問いただいていた、騒音等を計測した居住地について、民家の敷地を借用して計測したか、公共の道路等で計測したかは、基本的には近くの道路等の端で計測していると思うので、民有地の中で許可をいただいて、という計測はしていない。

(委員)

緑化計画についてはこれで問題ないと思う。

もう1つの外来種の方、今回の対象地域の中に問題の外来種がいる。

対象事業実施地域の中にもし貴重種が存在するとしたら、その中でレッドデータ

ックに入っていれば、それに対してすべて対応いただけると聞いている。

一方、ブラックリストにあがっている種の中の特定の 2 種については対応するが、他の種についてはまだ検討課題である、としておられるが、対象事業実施地域の中にある量はそんなに多くないので、もっとすっきり、全部対応する、としてもらった方がわかりやすいと思う。

(事業者)

対象事業実施地域は、今回、この 2 種については対応するが、その周囲にかなり多くのトウネズミモチを植栽しており、今後、種子等で飛んできて根付くと思われるので、そのあたりは、今後適宜監視していきたいと考えている。

(委員)

トウネズミモチの話ではなくて、他のブラックリストの種についての対応が書かれていない。だから、この事業だけの問題なのか後で入ってくるのかはわからないので、今入ってる種に対してどう対応するのか。

レッドデータブックに入っている種についてはどんな種であっても対応するのなら、なぜ、ブラックリストの種だけ差別されるのか。

(事業者)

対象事業実施地域内のブラックリスト種はそれほど確かに多くないと思われるので、もう一度持ち帰って検討し、数が多くないようであれば、ナルトサワギク、トウネズミモチと同じ扱いで、工事の施工等の際に伐採したいと思う。

(委員)

個体数が多かったら対応しないというのではなく、その対象事業実施地域の中で、どうせ大した数ではないから、何人か雇って切れば済む内容なので、対象事業実施地域の中にそういう問題があったらどう対応するのかがアセスメントなので、もっとはっきりした方が良いのではないか。

(部会長)

一般論的にそのような対応はなかなか難しいのでしょうか。

(事業者)

対象事業実施地域の中でも、大部分が緑化マウンドの中で生育しているので、ご意見のとおり処分したいと思う。

(委員)

たぶん数十万円で済むような金額だと思う。事業者によっては、自分のところで植えたトウネズミモチなどを後で実際に処理している。たぶん、そのこと自体は大したことのない作業だと思う。

(部会長)

対処いただけるという方向でお考えいただきたい。

(委員)

ミゾコウジュの対応について、人と自然の博物館で、種子を預かるということをしている。もし絶滅したらそこからもう 1 回再生させる、ということができる。

博物館に行けば、無料で、無限に預かってもらえるので、是非種を持って行っていただければと思う。処理等は博物館で全部やってもらえる。

(事業者退席)

(事務局が資料4により答申案について説明。)

(部会長)

1ページの「1 大気質」の3行目を、「継続的」としていただきたい。

(委員)

植物のところで、「掲載されている種について」とあるが、掲載されている「すべての」種としてほしい。

環境影響評価指針の中に、外来種に対する対策は入っていましたよね。

(事務局)

調査項目等に入っている。侵略的外来種の分布状況生育状況を調べ、という風に書いているので、当然、項目としては入っている。

(委員)

情報が伝わっていないのではないか。

レッドデータブックは当たり前にするということ動いてくれるが、ブラックリストに対してはあまり意識がない。入っているということもわからず、十分な調査を行わないような形になってしまっているように思う。

特にこういう発電所などで既存施設を持っているところはどうしても外来種が多いので、事業者としては無視したいだろうが、環境影響評価でない限り、ブラックリストの植物を除去せよ、とは全く言えない、力がないし。

だから、この中でブラックリストの対応ができなかったとしたら、兵庫県としてはもう全く対応ができない。

(事務局)

今回の準備書で、外来生物に対する意見というのは、おそらくこの記載が初めてだと思うので、今回のこの答申案が、特にこの文言表現でいいのかということも含めて委員の先生方には見ていただきたいと思う。我々もそういった形で今後指導していきたい。

(委員)

トウネズミモチは、県庁の前のも切れない。

(部会長)

答申案については、文章のわずかな修正のみということになると思う。

本日欠席の委員へは事務局より確認をお願いしたい。

その後、部会長と事務局で調整し、会長へ部会報告させていただきたい。